

寒川町訓令第8号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町工事等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町工事等検査規程の一部を改正する訓令

寒川町工事等検査規程（平成15年寒川町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。